

各申請書の説明等

申請書名称	毛呂山町福祉タクシー利用券交付申請書
内 容	町内に住所を有する障害者手帳を所持する者のうち、1級・2級に該当する者及び療育手帳を所持する者のうち ・Aに該当する者の外出支援等を図ることを目的としてタクシーの利用料金（初乗り運賃相当分）を助成します。そのサービスを受けるために必要な手続きです。
提出先	役場 1 階 福祉課 障害福祉係
注意事項	本人以外は使用することができません。紛失等に関する再交付はいかなる理由があってもできません。なお、不正等が発覚した場合は権利を喪失しますのでご注意ください。
手数料	なし
郵送受付	郵送の場合は、申請書に必要事項を記入の上、住所氏名を記して切手をはった返信用封筒、申請者の身分証明書のコピー（必要な場合は委任状）を同封して担当へ送って下さい。 なお、郵送上のトラブルに関する責任は一切負いません。
その他	年間 2 4 枚（一月当たり 2 枚）の支給となります。 なお、申請内容に変更が生じた場合は、「福祉タクシー券交付事項変更（喪失）届を速やかに提出してください。
問い合わせ先	福祉課 障害福祉係 電話番号：049-295-2112（内線：116・117・108） FAX:049-295-2126 e-mail:fukusi@town.moroyama.saitama.jp